

議案第12号

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条
例（平成17年かすみがうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1補助機関の部保育所嘱託医の款内科の項中「55,000」を「1
50,000」に、「250」を「200」に改め、同款歯科の項中「50,
000」を「150,000」に、「250」を「200」に改め、同部校医
の款内科の項中「55,000」を「150,000」に、「250」を「2
00」に改め、同款眼科・歯科の項中「50,000」を「150,000」
に、「250」を「200」に改め、同部就学時健康診断医の項を次のように
改める。

就学時健康診断医	20,000		200
----------	--------	--	-----

別表第1備考8中「「日額」とあるのは、「1校当たりの額」とする。」を
「「年額」とあるのは、「日額」とし、「日額」とあるのは、「受診者1人当
たりの額」とする。」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。